

## 令和7年度「週休2日に取り組む工事」実施概要

＜完全週休2日（土日）工事（発注者指定方式）＞

### 1. 用語の定義

#### （1）週休2日

①完全週休2日（土日）とは、対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、土日に加えて、受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とする。ただし、本試行においては、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。

②月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

③通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

#### （2）対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

また、1年単位の変形労働時間制を活用し、1週40時間または1日8時間を超える労働時間を設定した月は週休2日の対象期間に含まない。

※工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計または工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。（土木工事共通仕様書から引用）

※受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間とは、「工事事故等による不稼働期間」、「天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間」を想定している。

※工事着手日より前や工事完成日より後に行う現場事務所（工事施工範囲外）や会社での書類作成・整理は、現地作業が伴わないとみ、週休2日の対象期間外とする。

※1年単位の変形労働時間制とは、季節によって業務に繁閑が大きい場合に、繁忙期に長い時間を設定し、閑散期に短い労働時間を設定するなど、年間を通じて労働時間を効率的に配分することで、総労働時間の短縮を図ることを目的とした制度をいう。

（R7.6.24 付事務連絡「建設業における1年単位の変形労働時間制の活用について（協力依頼）」（厚生労働省労働局・国土交通省不動産・建設経済局）参照）

#### （3）現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場

事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

※天候不順（雨天・降雪等）により休工した日は現場閉所とする。

※地域貢献等として、工事施工箇所以外で行うボランティア活動や清掃・催事参加等については、現場閉所と扱うものとする。

※現場状況から交通規制が必要となり交通誘導員を配置するものの、その他一切の現地作業を行わない場合は、現場閉所と扱うものとする。

※現場閉所の目安については別添1を参考に適切に判断すること。

## 2. 週休2日の達成判断

前記1.（2）により週休2日の対象期間を設定した上で、対象期間における週休2日の達成について判断するものとする。

①完全週休2日（土日）とは、対象期間内の全ての週において、土日に現場閉所されている状態をいう。受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。

②月単位の週休2日とは、対象期間における全ての月で現場閉所の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日／28日）以上の水準の状態をいう。ただし、暦上の土日の現場閉所では28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。

③通期の週休2日とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日／28日）以上の水準の状態をいう。

④なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

※完全週休2日（土日）、月単位の週休2日の達成判断は、別添2を参考すること

## 3. 積算方法等

### （1）補正係数

週休2日の確保に取り組む工事において、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。

#### 【完全週休2日（土日）適用工事】

- ・労務費 1.02
- ・共通仮設費率 1.02
- ・現場管理費率 1.03

#### 【月単位の週休2日適用工事】

- ・労務費 1.02
- ・共通仮設費率 1.01
- ・現場管理費率 1.02

なお、市場単価方式における週休2日の補正については、「市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）」（令和7年3月27日付け国北整技管第213号）によるものとし、土木工事標準単価における週休2日の補正については、「土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）」（令和7年3月27日付け国北整技管第214号）によるものとする。

## （2）現場の閉所状況

現場の閉所状況は、次のとおりとする。

### ①完全週休2日（土日）

対象期間内の全ての週において、土日に現場閉所されている場合。受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。

受注者の責によらず、悪天候の影響により、やむを得ず平日に現場閉所し、土日に施工が必要な場合があることから、1週間の定義は「月曜日から日曜日まで」を基本とする。土日に代わる現場閉所日を指定する場合は同一の週で指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行うものとする。

また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週7回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所が行っていれば、完全週休2日（土日）を達成しているとみなす。

### ②月単位の週休2日

対象期間内の全ての月で現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の場合。暦上の土日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

### ③通期の週休2日

対象期間内の現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の場合。

※半日、夜間の基本的な考え方やトンネル工事等における事例については  
別添3を参考にすること。

## （3）補正方法

当初予定価格から完全週休2日（土日）を達成した場合の補正係数を各経費に乘じたうえで予定価格を作成するものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）が未達成のものは、月単位の週休2日の補正係数に変更し、契約書第25条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。月単位の週休2日が未達成のものについては、月単位の週休2日の補正係数を除した変更を行うものとする。

また、提出された工程表が完全週休2日（土日）を前提としていないなど、明らかに受注者側に完全週休2日（土日）に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定実施要領の別記様式第1における考查項目「7. 法令順守等」の「8. その他」の項目において、点数を減ずる措置を行うものとする。

工事完成後に検証等（アンケート又はヒアリング）を実施する場合がある。

#### 4. 現場閉所の確認方法等

##### （1）受注者決定後の流れ

「良くわかる工事円滑化推進会議（平成27年12月、令和6年2月最終改訂）」にもとづき、発注者は、受注者決定後速やかに「施工条件確認部会」「工程調整部会」の開催を通知する。

①発注者は、「施工条件確認部会」において、最新の施工条件（関係機関協議進捗状況・完了予定時期等）を説明する。

②受注者は、①で説明を受けた最新の施工条件を踏まえ工事工程表（クリティカルパスを明記）を作成する。

③受発注者は「工程調整部会」において、工事工程を共有する。工程に影響する事項がある場合は、その処理対応者（「発注者」あるいは「受注者」）を明確にする。また、受注者は工事工程において週休2日の対象期間、現場閉所の考え方及び現場閉所日（計画）を設定し、完全週休2日（土日）取得の確認方法を受発注者で決定する。その際、CCS（クリティカル工程共有表）の「現場閉所」計画欄に現場閉予定日を記入し、受発注者間で共有する。

施工箇所が点在する場合は、全施工箇所を同日で現場閉所を行うことを基本とする。

##### （2）確認方法

- ・発注者は、書類の作成負担等を考慮し、現場閉所を確認できる資料等（CCS（クリティカル工程共有表）等、現場閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）について受注者に提示を求め、現場閉所の状況を確認するものとする。
- ・発注者による現場閉所の状況の確認は月1回程度を目安とし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。
- ・施工中に工事工程に変更が生じた場合や対象期間が変更となった場合は、工程調整部会にて「クリティカル工程共有表（CCS）」を用いて、受発注者にて現場閉所予定を確認すること。
- ・1年単位の変形労働時間制を活用する場合は、施工計画書（土木工事共通仕様書1-1-1-6 施工計画書 1. (15) 法定休日・所定休日（週休二日の導入）など）にこれを反映し、労働基準監督署に提出した、下記の書類の写しを提出すること。
  - ① 1年単位の変形労働時間制を活用した労働者とその使用者が締結した労使協定
  - ② 変更した就業規則

#### 5. 達成工事の公表

完全週休2日を達成した場合、達成状況に応じて達成工事及び受注者名を広く公表する。

なお、達成状況に応じてとは、下記のとおりとする。

- ①完全週休2日（土日）（工事全体）
  - ②完全週休2日（土日）（一部で土日に代わる代替日を指定し1週間に2日以上の現場閉所を行った工事）
  - ③完全週休2日（土日）（一部で災害対応等による対象外期間を設定した工事）
- ※月単位の週休2日は公表しない

### 参考【特記仕様書 記載例】

#### 第〇条 工事円滑化推進会議

本工事は、円滑な工事施工を図るため、受発注者において以下の会議を開催する。なお、

1. および2. は工事契約後、施工前までに開催することを必須とする。また、3. 4. 5. の会議については、受発注者どちらかの発議は問わず、必要に応じて開催できるものとする。

##### 1. 施工条件確認部会

最新の施工条件等を受発注者間で共有するものであり、工事契約後すみやかに発注者より開催の通知を行うものとする。

##### 2. 工程調整部会

設計図書並びに最新の施工条件を基に受発注者で作成したCCS（クリティカルパス工程共有表）を共有することにより、受注者の手持ち、手戻り等をなくし、円滑かつ効率的な工事施工に資するものである。

工事工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

また、施工中に工事工程に変更が生じた場合、工程の変更理由（以下の①～⑤）が受注者の責によらない場合は、工期の延長も含め協議すること。

- ①受発注者間で確認した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ②著しい悪天候や気象状況により「天候等による作業不能日」が当初見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
- ③工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

なお、情報共有を図るため、専門工事業者も会議に同席するように努めるものとする。

##### 3. 照査結果検討部会

工事内容や課題等の共有化と対応の検討及び決定を行うものであり、実施時期は受発注者間で調整するものとし、必要に応じて工事連携会議と兼ねることができる。

##### 4. 工事・事業情報共有部会

事業目的・整備効果、進捗状況等を受注者、発注者、【地域住民等】で共有し、円滑な工事施工、品質確保、生産性の向上を図るものである。

必要に応じて、照査結果検討部会の前後を目処に行うものとし、実施時期は受発注者間で調整するものとする。

##### 5. 設計変更等検討部会

工事施工の課題解決、変更の取り扱いの決定を行うものである。実施時期は受発注者間

で調整するものとする。必要に応じて工事連携会議と兼ねることができる。

#### 第〇条 完全週休2日（土日）に取り組む工事

1. 本工事は、完全週休2日（土日）に取り組む工事（発注者指定方式）であり、受注者は土日の現場閉所を行うものとする。
2. 受注者は、「工程調整部会」開催後、工事着手前迄に、現場閉所予定日を設定し、CCS（クリティカルパス工程共有表）に明記し、発注者に提出すること。  
また、工程に変更が生じた場合は、工程を見直し、提出すること。
3. 完全週休2日（土日）とは、対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。  
なお、土日に加えて、受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とする。ただし、本試行においては、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。
4. 対象期間は工事着手日から現場完了日迄の期間をいう。なお、年末年始休暇6日間と夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。また、1年単位の変形労働時間制を活用し、1週40時間または1日8時間を超える労働時間を設定した月は週休2日の対象期間に含まない。  
なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
5. 災害対応や波浪・大雪等の特殊な気象条件や現場条件により土日に代わる代替日の設定が困難であり、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するものとする。ただし、現場閉所による週休2日の対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定し、必要最小限の期間とするものとする。また、現場閉所による週休2日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。
6. 本工事で実施を予定している〇〇作業に要する期間（〇〇日間）は、完全週休2日（土日）の対象外に該当する期間とする。  
〔※当初発注時点で該当がある場合に記載するものとするが、原則として記載しないこと。〕
6. 〇〇作業に要する期間のうち、令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日においては、現場閉所による週休2日の対象外とする。  
〔※週休2日の対象外とする期間を設定した場合は、変更時に対象外とする作業と期間を明示すること。〕
7. 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。これにより難い場合は、別途協議すること。
8. 「工程調整部会」は工事契約後、施工前までに開催することを必須とする。
9. 受注者は月1回程度を目安に現場閉所日の実績を発注者に提出し、確認を受けること。  
また、1年単位の変形労働時間制を活用する場合は、施工計画書にこれを反映し、労働基準監督署に提出した、下記の書類の写しを提出すること。  
① 1年単位の変形労働時間制を活用した労働者とその使用者が締結した労使協定

② 変更した就業規則

【加えて、受注者は、建設キャリアアップシステム（C C U S）に蓄積しているデータのうち就業履歴数などをもとに実績を月1回発注者に提出し確認を受けるものとする。】

※【】は建設キャリアアップシステムの活用モデル工事の場合に記載する。

10. 当初より完全週休2日（土日）の達成を前提とした以下の経費を補正済みであるが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）が未達成のものは、月単位の週休2日の補正係数に変更し、契約書第25条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。月単位の週休2日が未達成のものについては、月単位の週休2日の補正係数を除了した変更を行うものとする

1) 完全週休2日（土日）適用工事

- ・労務費 1.02
- ・共通仮設費率 1.02
- ・現場管理費率 1.03
- ・市場単価（○○工） ○.○○
- ・土木工事標準単価（○○工） ○.○○

2) 月単位の週休2日適用工事

- ・労務費 1.02
- ・共通仮設費率 1.01
- ・現場管理費率 1.02
- ・市場単価（○○工） ○.○○
- ・土木工事標準単価（○○工） ○.○○

11. 月単位の4週8休とは、対象期間における全ての月で現場閉所の割合（以下、「現場閉所率」という）が、28.5%（8/28日）以上水準の状態をいう。

ただし、暦上の土日の現場閉所では28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。

12. 完全週休2日（土日）を達成した場合、達成状況に応じて達成工事及び受注者名を広く公表する。

13. 提出された工程表が完全週休2日（土日）の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に完全週休2日（土日）に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定実施要領の別記様式第1における考查項目「7. 法令順守等」の「8. その他」の項目において、点数を減ずる措置を行うものとする。

14. 受注者は、完全週休2日（土日）の達成が困難となった場合は、速やかに監督職員と協議すること。

15. 工事完了後に検証（アンケート又はヒアリング）を実施する場合には協力すること。

## 現場閉所の目安について

別添1

積み上げ積算を行っているものは、現地作業ととらえ、現場閉所とは考えないことを原則とするが、工事の特性等から現場閉所と扱える場合もあるため、必要に応じて、技術管理課基準第一係に相談すること。

なお、率計上分に関しては、下記を参照し、適切に考慮するものとする。(土木工事標準積算基準書-間接工事費より抜粋)

			現地作業	現場閉所
積み上げ積算に関する作業			○	
率 計 上 分	運搬費	建設機械器具の運搬等に要する費用	○	
		工事施工上必要な建設機械器具の運搬等に要する費用	○	
	準備費	準備及び後片付けに要する費用	○	
		調査、測量、丁張等に要する費用	○	
		準備として行う伐開、除根、除草、整地、段切り、すりつけ等に要する費用	○	
	安全費	工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用		○
		不稼働日の保安要員等の費用		○
		安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料	○	
	技術管理費	品質管理基準に記載されている試験項目(必須・その他)に要する費用	現地試験 ○	室内試験 ○
		出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用	測量 ○	現場外 ○
		工程管理のための資料の作成等に要する費用		現場外 ○
		完成図、マイクロフィルムの作成及び電子納品等に要する費用		現場外 ○
		建設材料の品質記録保存に要する費用		現場外 ○
		コンクリートの単位水量測定、ひび割れ調査、テストハンマーによる強度推定調査に要する費用	○	
		微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定に要する費用	○	
		PC上部工、アンカーワーク等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用	○	
		トンネル工(NATM)の計測AIに要する費用 ※計測Bについては積み上げとなるが、実施する場合は別途、技術管理課に相談すること。		○
		塗装塗膜厚施工管理に要する費用	○	
	営繕費	溶接工の品質管理のための試験等に要する費用	○	
		建設発生土情報交換システム及び建設副産物情報交換システムの操作に要する費用		現場外 ○
		現場事務所、試験室等の営繕(設置・撤去、維持・修繕)に要する費用	現場内 ○	現場外 ○
		労働者宿舎の営繕(設置・撤去、維持・修繕)に要する費用	現場内 ○	現場外 ○
		倉庫及び材料保管場の営繕(設置・撤去、維持・修繕)に要する費用	現場内 ○	現場外 ○

※現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう

# 「完全週休2日(土日)を達成した工事」の判定

工事期間中に受注者より提出された現場閉所を確認できる資料等(現場閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等)により、達成状況を確認。

「完全週休2日(土日)」→ 対象期間内に全ての週において現場閉所を土日に指定し、1週間に2日以上の現場閉所を行ったと認められる状態。

## 「完全週休2日(土日)達成工事」

全ての土日で現場閉所を実施

1月							黄色塗:閉所日
日	月	火	水	木	金	土	
1	2	3	4	5	6	7	
8	9	10	11	12	13	14	
15	16	17	18	19	20	21	
22	23	24	25	26	27	28	
29	30	31					

## 2月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

## 3月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

## 「完全週休2日(土日)達成工事」(柔軟な対応)

一部で代替日を設定

1月							黄色塗:閉所日
日	月	火	水	木	金	土	
1	2	3	4	5	6	7	
8	9	10	11	12	13	14	
15	16	17	18	19	20	21	
22	23	24	25	26	27	28	
29	30	31					

- ・1週間の定義は「月～日」を基本
- ・土日に代わる現場閉所日を指定する場合は、「事前に協議の上」、同一の週で指定

○:雨天日 ◎:土日の代替日

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

- ・13日(月)時点で大雪予報が発表
- 15日(水)～17日(金)の作業困難
- ⇒事前に土日に代わる代替日を受発注者で協議し、16日(木), 17日(金)に指定
- ※15(火)は雨天による現場閉所のため代替日ではない

## 一部で対象外期間を設定

1月							黄色塗:閉所日
日	月	火	水	木	金	土	
1	2	3	4	5	6	7	
8	9	10	11	12	13	14	
15	16	17	18	19	20	21	
22	23	24	25	26	27	28	
29	30	31					

- ・災害対応等で土日に代わる代替日の設定が困難な場合や特殊な気象・現場条件の場合、週休2日の対象外作業・期間を設定

## 2月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

- ・14日(火)に災害発生
- ⇒現場復旧に2週間程度の期間を要することから受発注者で協議し、15日(水)～25日(土)を週休2日対象期間外に設定
- ※対象期間外も交替制とし週休2日に努めること

## 「完全週休2日(土日)未達成工事」

一部の週で週休2日が未達成

1月							黄色塗:閉所日
日	月	火	水	木	金	土	
1	2	3	4	5	6	7	
8	9	10	11	12	13	14	
15	16	17	18	19	20	21	
22	23	24	25	26	27	28	
29	30	31					

## 2月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

## 3月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

# 「月単位で週休2日を達成した工事」の判定

工事期間中に受注者より提出された現場閉所を確認できる資料等(現場閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等)により、達成状況を確認。

## 「月単位で週休2日」

→対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行った状態

### 「月単位で週休2日達成工事」

#### 1月 黄色塗:閉所日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

→35.4%(11日／31日)

#### 2月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

→32.1%(9日／28日)

#### 3月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

→29.0%(9日／31日)

### 「月単位で週休2日未成工事」

#### 1月 黄色塗:閉所日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

→35.4%(11日／31日)

#### 2月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

→32.1%(9日／28日)

#### 3月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

→22.5%(7日／31日)

なお、暦上週2日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休(28.5%以上)を達成しているものと見なす。

(例1)

黄色塗:閉所日

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

→25.8%(8日／31日)

→現場閉所8日≥土日計8日

→月単位で4週8休を達成

(例2)

:期間対象外

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

→25.0%(3日／12日)

→現場閉所3日≥土日計2日

→月単位で4週8休を達成

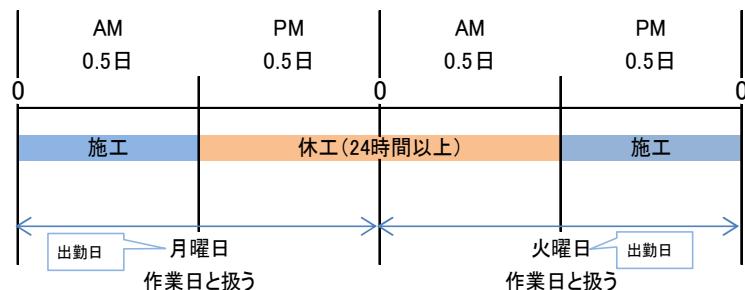
(例3)

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

※「週」は、月曜日から日曜日の7日間とし、工期始期・終期、年末年始休暇、夏季休暇などにより、7日間に満たない期間は達成判断の対象外とする。

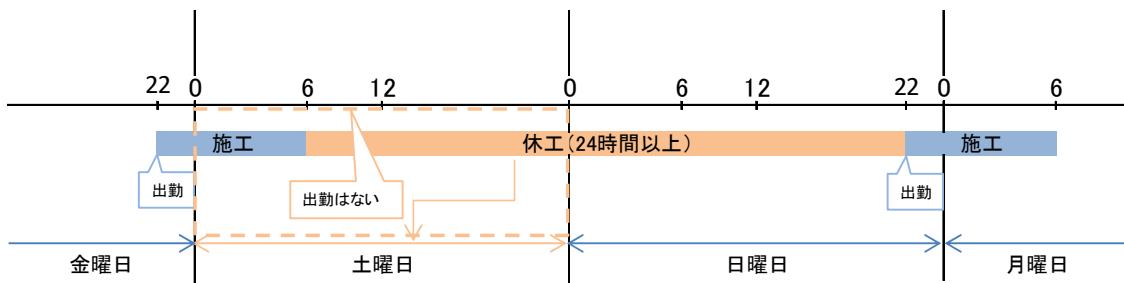
## ●半日、夜間の基本的な考え方

- ・半日単位での現場閉所は認めないものとする。



上記の場合、月曜日・火曜日ともに『出勤』するため、24時間以上の連続した休工を行っても閉所日ではない

- ・夜間作業において出勤から作業終了までに曜日を跨ぐ場合は、出勤していない曜日で作業終了時間から 24 時間以上の現場閉所を確保出来れば、その曜日を現場閉所日とする。



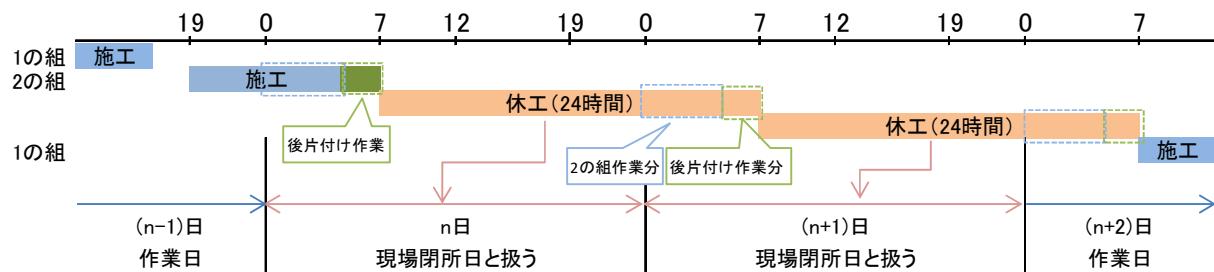
上記の場合、土曜日は『出勤』せず、金曜日継続作業完了後(土曜日の6時)、24時間以上の休工を確保できているため、閉所日として扱う

## ● その他の考え方

- 工事特性に応じて判断する事例として以下が挙げられる。

### (1) トンネル工事

- 休工日に行う通常施工における切羽変位計測（自動計測や確認等）は、保守点検の一環として現場閉所扱いとする。  
※切羽崩落など突発的な対応が必要となった場合は対象期間としない。
- 2方施工の2の組が翌早朝に行う作業及び発破火薬の後片付け作業は、その後24時間もしくは48時間以上の休工が認められる場合は現場閉所扱いとする。



※なお、トンネル工事に限らず、2方施工の工事は、同様の扱いとする。

### (2) ニューマチックケーソン工事

- 沈下掘削期間の休工日に行う送排気設備の運転管理点検は、保守点検の一環として現場閉所扱いとする。

### (3) 道路維持工事、作業等

- 現場閉所日に緊急対応を行った場合は、現場閉所日として取り扱うこととする（発注者の指示によるため）。
- 道路巡回のみを行いその他一切の工事を行わない日は、現場閉所日として取り扱うこととする。  
ただし、道路巡回員が各社の就業規則等に基づき週休2日相当の休日を確保していることを別途確認すること。